

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24720297

研究課題名(和文) 韓国併合による王公族の創設と天皇制の変容に関する研究

研究課題名(英文) Change of emperor system by the establishment of Okozoku on the annexation of Korea

研究代表者

新城 道彦 (SHINJOH, Michihiko)

新潟大学・人文社会・教育科学系・助教

研究者番号：40553558

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の課題は、韓国併合で王公族を創設したことによって天皇制が変容していった過程を解明することである。そこで、旧韓国皇室たる王公族をどのように日本に編入したのか、王公族の法整備と歴史書の編纂はどのようになされたのか、を中心に調査を進めた。

調査の結果、以下の点が明らかとなった。韓国併合に際して東アジアにおける国際関係の伝統、すなわち冊封体制は否定され、李王は天皇に対して臣下の礼をとらなかった。王公族が離婚・離縁した場合の戸籍の移動に関して、皇族の前例に準じた法律を制定して解決したため、共通法という帝国法制の基盤が破綻した。

研究成果の概要(英文)： This study is aimed at inquiring the changing process of the emperor system by establishment of Okozoku.

This study shows that 1.Korean emperor was not a vassal at the annexation ceremony. And Japan valued international law more than tradition of international relationship on the East Asia. 2.The Okozoku law was established by a similar way to the Imperial family, and basis of imperial legislation ended in failure.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：王公族実録 王公家軌範 王冊立

1. 研究開始当初の背景

これまで、植民地朝鮮研究は民衆史に重きを置いて進められてきた。戦前に日本人が中心となって進めた「植民史学」を、「停滞史観」と「他律性史観」であったと整理し、これを否定する形で、朝鮮民族による自主的な近代化を強調する「内在的発展論」が唱えられるようになったからである。

それゆえ、植民地朝鮮研究は「帝国」が主要なテーマでありながら、帝国の主役である「帝（みかど）」（日本の天皇や韓国の皇帝）を研究してこなかった。たしかに帝国主義という用語は多用されるが、帝国と帝国主義は必ずしもイコールではない。帝国主義は、レーニンや幸徳秋水といった、共産主義者・無政府主義者が独占資本主義による植民地獲得競争を批判するために使用した用語である。

韓国で日本を指すときに用いられる「日帝」や現代国際政治で用いられる「アメリカ帝国」などは、帝国主義の意味にもとづいた帝国である。天皇・皇帝とは関係ない。

帝国とは何たるかを考察するためには、本来の意味である「帝が統治する国」に立ち返る必要がある。そこで、本研究では天皇・皇帝に着目し、近代史を再考することとした。

2. 研究の目的

本研究が対象とするのは、大日本帝国に存在した王公族という身分である。王公族とは、韓国併合によって日本に編入された旧韓国皇室のために創設した身分であり、皇族の礼で遇された。日本は王公族に関連する出来事（たとえば王族李垠と皇族梨本宮方子の結婚、純宗や高宗の葬儀など）があるたびにその儀礼を巡って葛藤し、奔走することとなる。

この王公族に関連して、近年、興味深い資料が宮内庁宮内公文書館で発見された。『朝鮮王朝儀軌』である。2010年に菅直人首相（当時）が韓国に「引き渡す」と宣言して注目された。

なぜそのような資料が宮内庁に所蔵されていたのであろうか。筆者はNHKとの共同調査で、旧韓国皇室たる王公族を天皇制と矛盾しない形で帝国日本のなかに位置づけ、永遠に続く朝鮮統治の基盤づくりの基礎資料として総督府から移管したとの仮説を導いた。すなわち、日本は朝鮮が35年で独立するとは思っておらず、100年、200年、否、永遠に帝国の一部としてあり続ける前提で統治していたのであり、そのためには、旧慣を保存しつつ、併合に「合意」した王公族を日本の国体＝天皇制と矛盾しないように巧みに国内に位置づける必要があったという考えである。

では実際に旧韓国皇室たる王公族をどのように日本に編入したのであろうか。また、

それによって天皇制がどのように変容したのであろうか。それを法整備や史書の編纂から解明することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

まず韓国併合時に韓国皇帝がどのように日本に編入されたかを考察した。特に重視したのは東アジアにおける国際関係の伝統、すなわち冊封体制が維持されたのか否かという点である。この問題を明らかにするために、宮内庁宮内公文書館所蔵の『勅使朝鮮差遣録』を調査した。

ついで、王公族の法たる王公家軌範の制定過程および不備について考察した。王公族は王公家軌範第26条の規定により、いったん王公族の身分を離れた者は再び王公家に戻れなかった。これは皇室典範に準拠した規定であり、皇族も皇籍を離れて臣籍に入ると復籍できなかった。ここで注目したいのは、王公族が婚姻や養子縁組で内地の一般臣民の家に入ったのちに離婚・離縁した場合、戸籍をどこに移動したかという問題である。『帝国議会衆議院委員会議録』等の資料を読み解くことで、王公族の創設によって帝国の法概念が変容していく過程を明らかにした。

このほかにも宮内庁所蔵『王公族録』や『実録編修録』を調査し、王公族実録の編修背景を考察した。

4. 研究成果

韓国併合条約が公布された1910年8月29日の午後2時、稲葉正繩式部官が勅使として東京を出発し、31日午後8時10分に漢城へ到着した。翌9月1日、昌徳宮では李王が日本の大勲位菊花大綬章と菊花章頸飾を併佩して勅使を出迎え、先導して西行閣廊下から仁政殿に入った。ここで勅使が聖旨と詔書の写しを手渡し、さらに御贈品の目録とともに桐箱に入った品を進達した。

『勅使朝鮮差遣録』によると、仁政殿では勅使と李王が中央に配置された卓子を挟んで、それぞれ西面、東面して着席したという（図1）。稲葉はなぜこの些細な事実を記録したのであろうか。

儒教の礼観念においてどちらを向いて座るかは重要な意味をもち、南面と北面は君主と臣下の関係、東面と西面は賓客と主人の関係を表す。冊封体制下では、中華皇帝と朝鮮国王は君臣の関係なので、皇帝の詔書をもった使者は南面、国王は北面した（図2）。不動の北極星がある北側が世界の中心と考えられたため、皇帝が北を背にして南を向くことは特に重視されたのである。

しかし、冊封体制下でも席次には例外がみられた。11～12世紀に中国大陸の北方に遼や西夏といった大国が割拠して宋の勢力が弱

まると、高麗は契丹族・遼の冊封下に入った。このとき遼の使者は宗主国として南面したが、高麗国王は北面ではなく西面したのである(図3)。高麗は遼に配慮しつつも自尊意識を満足させるために君臣の関係をとらず、このような「傾斜的」な席次になったと考えられている。大国同士の争いによって東アジアの国際関係が多極化し、高麗の地位が相対的に高まったからこそ、北面(臣下の礼)を回避できたのであった。

図 1

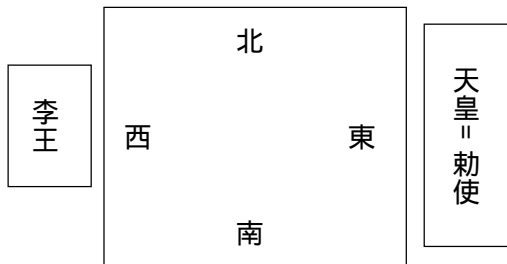


図 2

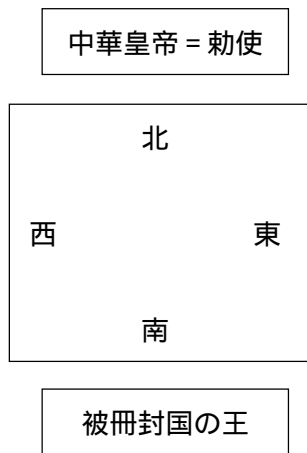
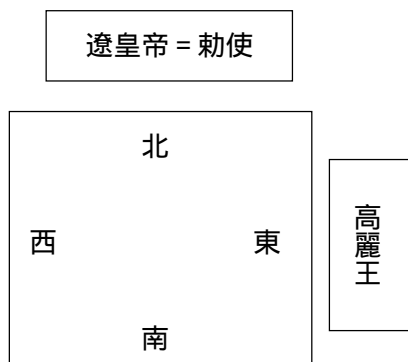


図 3



王冊立の儀式会場を準備した統監府や韓国宮内府の官僚にとって、勅使と李王の席次は決して些細な問題ではなかった。彼らが具申しなければ、はじめて韓国を訪問した稲葉勅使が仁政殿内の方角を察知するはずないし、わざわざ紙面を割いて本国に報告するわけがないからである。

東アジアの伝統に則って考えれば、日本は韓国を植民地化したのだから、王冊立は南北(君臣主従)の席次をとるはずである。しかし、いまだ冊封体制下の国家意識を重視していた韓国側にとって、それは屈辱であり容認できなかった。一方、日本にとって前近代の礼観念など何の意味も持たず、重視すべきは西欧近代のルール(近代国際法)に準拠することであった。ゆえに礼観念を逆手にとり、あえて東西に座を設けたといえよう。これによって韓国側を懐柔するだけでなく、冊封体制を否定し、あくまで主権国家同士の「合意」によって併合が成立したかのように演出できたからである。

実は、古代中国において皇帝が南面ではなく西面する事例もあった。皇太后や上公に対するときである。帝位は原則的に皇帝の死後、皇太子によって継承されるため、通常は新皇帝の時代に前皇帝は存在しない。しかし、前皇帝の皇后が皇太后となってそのまま存続することは珍しくない。皇太子は皇后に対して臣従するため、新皇帝として帝位に就いた後も皇太后(前皇后)に西面して対座したのである。また、皇帝を輔道する地位にある上公も「不臣之礼」によって遇されたので、皇帝は西面にて対座した。この場合、東面は年長者・師などの席となる。王冊立では李王がこれと同じ席次をとっており、日本が韓国の自尊意識を満足させるためにいかに破格の対応をしていたかがうかがえる。

韓国宮内府事務官として勅使を応接した権藤四郎介も、当時を回顧した『李王宮秘史』のなかで席次が東西であったことに言及している。しかし、その意図については何も述べていない。漢学の素養がある当時の知識人・為政者にとって、方位の意味するところは自明であり、わざわざ説明する必要などなかったであろう。権藤によると、寺内は王公族に対する「親愛の情」を示すために、王冊立に皇族を来臨させる案まで立てていたという。

席次に対する日韓の関心の相違は報道からもわかる。日本でこのことに触れた記事は管見のかぎりない。しかし、韓国の『漢城新聞』は「昌徳宮冊封式」という大見出しと「西面而対」という小見出しの後に、「西面に対座し日本天皇陛下の詔書および贈品を受けとられた」と報じている。李王の席次を東面ではなく西面と記す微妙な間違いがあるが、記者にとって東か西かは大して重要では

なかった。むしろ、勅使と皇帝が南北ではなく東西に「対座」した事実こそ注目に値したのである。

このように王公族は皇族の臣下ではないように日本のなかに編入された。しかし、その法的位置づけはながらく曖昧なままとなる。王公家軌範が制定されたのは、併合から16年後の1926年になってからのことであった。

しかし、ようやく制定した王公家軌範には重大な不備があった。先述したとおり、王公族が婚姻や養子縁組で内地の一般臣民の家に入ったのちに離婚・離縁した場合、戸籍をどこに移動するかが明示されていなかったのである。皇族の場合は明治43年法律第39号を制定して、一般臣民と離婚・離縁した元皇族の戸籍の移動を解決した。政府はこの前例にならって「王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ関スル法律（昭和2年法律第51号）を制定し、王公族の戸籍問題を解決しようとした。しかし、王公族は臣籍でないとともに内地籍でもない特殊な身分だったため、皇族と同様の方法による解決は帝国法制の根幹を揺るがすことになる。

帝国法制の根幹とは何か。大日本帝国は各外地間と内地で法域を異にし、内地の法律が直接外地に施行されたり、外地で総督が発する命令などが内地に適用されることはなかった。そこで、内外地の法令や戸籍制度を連絡・統一する目的で、1918年4月に「共通法」が制定された。この共通法は、たとえば朝鮮人女性が内地人男性に嫁いだときに戸籍の移動や手続きをどうするかといった問題を解決し、法域が異なる内外地間を大日本帝国として一つにまとめるものであった。しかるに、昭和2年法律第51号はこの共通法と無関係に、それ自身が法域をまたいで朝鮮と内地の戸籍に関する事項を同時に定めていたのである。

昭和2年法律第51号の制定をめぐるのは、主に共通法との整合性と「王公族ノ権義ニ関スル法律」との関係（法律で定める事項なのか否か）が論点となり、政府側は次のように答弁した。

昭和2年法律第51号が対象とするのは王公族という特殊な身分と一般臣民の関係である。たとえ離婚・離縁によって王公家を離れても「元王公族タリシ人」であり、民法では規定できない。代わりに昭和2年法律第51号第一条が「共通的ノ法規」となり、これ一本で朝鮮と内地の家の関係を定める。したがって昭和2年法律第51号は共通法以上の法律である。

昭和2年法律第51号が王公族の実体を規定しているならば、「王公族ノ権義ニ関スル法律」にもとづいて皇室令の制定や王公家軌範の改正で解決しなければならない。しかし、昭和2年法律第51号が対象としているのは婚姻や養子によって「純然タル臣籍ノ家ニ入ッタ人」であり、一般臣民同士の事柄である。したがって、昭和2年法律第51号は「王公族ノ権義ニ関スル法律」の適用範囲に属さないもので、皇室令では規定できないし王公家軌範の改正でも対応できない。

に関して、たしかに王公家軌範は王公族について定めるものであり、政府側の主張も一理ある。しかし、王公家軌範は必ずしも王公族だけを規定しているのではなく、たとえば第20条で「王公族ノ子ニシテ王公族ニ非サル者」を主語にしている。よって、法律の制定ではなく、王公家軌範の改正で解決しても構わなかったはずである。また、たとえば王公家を離れても昭和2年法律第51号が対象とするのは王公族という特殊な身分としているので、政府側の答弁は一貫性がなく説得力を欠く。

なぜ政府は王公家軌範の改正や皇室令の制定ではなく、法律での解決に固執したのだろうか。まず、併合から16年経ってようやく王公族の身位・襲系を確定した王公家軌範を改正することに対する忌避があったといえよう。王公家軌範は天皇が併合条約や冊立詔書で韓国皇室および国際社会に表明した約束を実現するものであり、公布の翌日には『毎日申報』の一面で「世家率循の大宝典永久無数の王公家軌範」と大々的に報じられていた。当然ながらそれをわずか半年で改正する失態を演じるわけにはいかなかったであろう。

また、皇族の戸籍の移動を皇室典範の改正や皇室令ではなく明治43年法律第39号によって解決したのだから、「皇族ノ礼」を受けると王公族もそれにならうべきだという考えがあった。昭和2年法律第51号が明治43年法律第39号を参考に作成されたのは政府の答弁からも明らかである。

しかし、王公族は皇族と異なり内地籍ではなかったため、同じ論理では共通法との整合性を保てなかった。それゆえ、昭和2年法律第51号は共通法を超越すると説明せざるをえず、その制定によって、内地および各外地間で法域を分ける帝国法制の基本原則が崩れたのである。

以上の韓国併合および王公家軌範の特性を踏まえて、日本が王公族の歴史書をどのように編纂したのかを考察した。まずは日本に

おける実録の編纂について調べた。これにより、明治以前、日本では天皇の事績を継続的に記録した史書をほとんど編纂してこなかったことがわかった。

日本では1907年10月に宮内省図書寮の職掌に「天皇及皇族実録の編修に関する事項」が加えられ、15年3月から明治維新後に薨去した皇族の実録編修作業を開始した。韓国併合はこの期間と重なっており、王公族の実録も天皇皇族実録の一環として編修されることになる。こうした経緯から、皇室の正統性を確立するための歴史書＝実録と旧韓国皇室たる王公族が不可分であったことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

新城道彦、近代国際条約としての韓国併合と前近代の礼観念 王冊立における席次、新潟史学、査読有、70号、2013、pp.22-35

新城道彦、王公族の離婚・離縁と戸籍の行方 共通法を超越する昭和二年法律第五一号、政治研究、査読有、60号、2013、pp.189-206

〔学会発表〕(計6件)

新城道彦、帝国日本が編修した旧韓国皇室の史書 『高宗・純宗実録』と『王公族実録』、新潟大学アジア学会例会、2013年12月21日、新潟大学

新城道彦、近代国際条約としての韓国併合と前近代の礼観念、韓国・朝鮮文化研究会、第42回例会、2012年12月1日、東京大学

新城道彦、王公族の創設と皇族の変容 方子女王の婚嫁による皇室典範の増補、新潟史学会第62回大会、2012年11月4日、新潟大学

新城道彦、韓国併合と冊封体制下の国家意識 近代に残存する前近代の名分、環東アジア研究センター・19世紀学学会共催研究会、2012年8月3日、新潟大学

新城道彦、王公族の離婚・離縁と戸籍の行方 共通法を超越する昭和2年法律第51号、九州大学政治研究会例会、2012年7月21日、九州大学

新城道彦、天皇の韓国併合 王公族の創設と帝国の葛藤、九州史学研究会第50回近現代史部会、2012年6月9日、九州大学

〔図書〕(計1件)

〔共著〕森山茂徳・原田環編、大韓帝国の保護と併合、東京大学出版会、2013年、pp.165-193

〔その他〕

ホームページ等

<http://shinjoh8m.web.fc2.com/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新城 道彦 (SHINJOH Michihiko)
新潟大学・人文社会教育科学系・助教
研究者番号：40553558

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：